

事務連絡
令和元年7月2日

各〔都道府県知事
指定都市市長
中核市市長〕殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

「行政手続コスト」削減のための基本計画の再改定について

日頃より、障害保健福祉行政の適正な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

障害福祉分野の行政手続については、「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」(平成29年3月29日規制改革推進会議行政手続部会決定)等を踏まえ、平成29年6月に「行政手続コスト」削減のための基本計画(以下「基本計画」という。)を策定し、政府全体として、2020年までに行政手続コスト(行政手続に要する事業者の作業時間)を20%削減することを目指しております。

このことについては、平成30年3月30日付け事務連絡「行政手続コスト」削減のための基本計画について」及び同年5月16日付け事務連絡「行政手続コスト」削減のための基本計画の改定について」において、各自治体のご理解・ご協力を依頼したところです。

今般、基本計画において取り組むこととされていた事項について、平成30年度までの取組の進捗を反映し、別添のとおり基本計画の再改定を行いました(厚生労働省ホームページにて公表中)。

当該基本計画については、今年度が最終年度となりますが、行政手続コストの削減のためには、各自治体のご理解・ご協力の上、基本計画に係る取組を実施していただくことが必要であることから、基本計画の内容をご確認の上、特に、重点分野名「営業の許可・認可に係る手続(障害福祉サービス等事業者等に関する手続)」については、新規申請時等の郵送による書類提出の原則化を徹底いただくなど、取組を更に進めていただくようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれましては、当該内容についてご了知いただくとともに、管内市町村(特別区含む。)へ周知していただくようお願いいたします。

(参考) 厚生労働省ホームページ「行政手続の簡素化」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kansoka/index.html>